監　査　報　告　書

平成２５年５月２４日

学校法人　国　士　舘

理　事　会　御中

学校法人　　国　士　舘

監　事　樹下隆之助

監　事　石田晴弘

私たちは、学校法人国士舘の監事として、私立学校法第３７条第３項に基づいて同法人の平成２４年度（平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び附属明細表）を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査に当たり、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以　上